

## 風土記のテキストの現状と課題

## The Current State and Problems with the Text of Fudoki (Topography of Ancient Japan)

\* 林崎 治恵

(Harue Hayashisaki)

風土記のテキストは、現在何種類もの本が刊行されている。テキストには風土記を読解するために必要な校訂本文、校異注、訓読文、本文理解のための注記が施されるが、どの項目を掲載するか、また何に重点をおくかということは、対象とする読者層を含めてそのテキストの特徴として現われる。本稿では、近刊の風土記テキストである山川本『風土記』の特徴を他のテキストと比べることによって、風土記のテキストの現状を述べる。山川本『風土記』は、底本の写本の様態をでき得る限り生かした本文の復元と訓読文を提示し、本文の示し方も底本の配行を復元する形式で作るほど、底本への復元性や忠実性にこだわっていることは特記されよう。しかし一方で、校異注が簡略化されているという点については、校訂本の校異の示し方としては従来の方が見えてくる。これからの古典のテキストは、研究者向けと一般向けとを明確に分けたうえで、底本の姿がわかる影印本のさらなる流布が期待される。

**Key words:** 本文復元 底本尊重 原文 影印本

## 一 はじめに

古典研究の基盤となるテキストの現状を、「風土記」を中心として振り返り、今後のテキストに望まれることを述べたい。本稿でいうテキストとは原文が掲載されている本をいう。また、古典を読むことについては、廣岡義隆氏によるテキスト論（文献論）の立場からの考察があり（注1）、筆者も賛同している。古典を研究していく立場からは、底本に忠実に原始に近い文字表記を厳密に行うことが大切である。本稿を書くにあたって、筆者にはそういった考えが根底にあることを予め記しておく。

周知のように、現伝している風土記は、常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の五か国で、そのうち完本は出雲のみで、その他は抄本である。もちろんどの国も原本は伝わらない。五風土記の写本のなかで最も古い写本は、平安時代中期から末期の書写とされる播磨国風土記の三條西家本（国定）である。三條西家本は播磨国風土記の唯一の祖本で、卷子本である。現在、天理図書館に保存される。同じく国宝に指定されているものに、肥前国風土記の猪熊本がある。書写年代はいくつかの説があるが、平安時代のものと

\* 四條畷学園短期大学 保育学科

して国宝に指定される。

豊後国風土記は、冷泉家本が祖本とされ、「永仁五年二月十八日書写了 同一九日交了」の奥書があり、一二九七年の写本である。財団法人冷泉家時雨亭文庫に所蔵される。出雲国風土記は書写年が明らかかなものでは「慶長二年冬十月望前三日 丹山隠士」の奥書のある細川家本が最古である。一五九七年の書写である。常陸国風土記は古写本といわれるものはなく、元禄六年（二六九三年）の書写の松下見林本（大東急記念文庫蔵）や、文久二年（一八六二年）の書写の菅正友本（茨城県立歴史館蔵）、奥書を欠くが江戸時代中期の書写といわれる武田祐吉氏旧蔵本（國學院大学図書館蔵）等がある。

上記五風土記のように原本の伝わらない古典は、復元された本文がテキストに掲載される。本文の復元は、写本の中で最もよい善本を底本として選定し、その他の重要な諸本を副本や比較本として校合し、原本本文に近づけるように校訂することによって行われる。本文復元のためのこの一連の研究への写本を底本とするのか、校合本にどの写本をどれくらい使用するのか、底本の文字の改訂をどのように考えるのかなどをひとつひとつ吟味する一は、テキストの著者、つまり校訂者によって必ずといってよいほど見解の異なる部分が現われる。そのため、復元された本文が他のテキストと全く同じになることはまずない。また、復元本文以外にも、校異注や内容理解のための注や訓下し文、現代語訳も各本によって異なる。さらに、それらをどのようにテキストに盛り込むかによってできあがる本の体裁も当然違ってくる。時によっては、テキストと注釈の作成が著者の研究成果の集大成としての役割を果たすこともある。風土記という同じ古典の書名でも刊行されている本の中身は実はさまざまあり、同一ではないことが理解されよう。

また、風土記の場合、他書に引用される形で残っている各国の逸文もある。この逸文を掲載するか否か、掲載するならば、奈良時代に撰述された風土記から引用された逸文として認定し収録するにはどこまでを加えるべきか、また、五風土記の残存本文（注2）を風土記の本文の中に挿入するか否か等によってもテキストの内容が変わってくる。

## 二 五風土記を収めた風土記のテキスト

ここで、五風土記を収めた風土記のテキストを簡単に振り返ってみたい。六〇年ほどの間で近刊のものから順次以下に示す。

1 『風土記―常陸国・出雲国・播磨国・豊後国・肥前国―』

沖森卓也氏・佐藤信氏・矢嶋泉氏の編著で、二〇二六年一月に山川出版より発行された。これは、二〇〇五年四月に刊行された『出雲国風土記』と同年九月刊行の『播磨国風土記』、そして二〇〇七年四月刊行の『常陸国風土記』、さらに二〇〇八年二月刊行の『豊後国風土記・肥前国風土記』に再検討を加え、索引を付し、合冊して提供されたものである。もともとは、訓読編と本文編と補注からなっていた。訓読も本文も底本の一行分のところでは必ず改行し、底本の行頭に通し番号を付けている。

2 角川ソフィア文庫『風土記―現代語訳付き―』上・下

中村啓信氏の監修・訳注としてKADOKAWAより二〇一五年六月に発行される。上巻に常陸国・出雲国・播磨国が収められ、執筆は、常陸国風土記が中村啓信氏、出雲国風土記と播磨国風土記が橋本雅之氏である。下巻には豊後国・肥前国・逸文が収められ、豊後国風土記と肥前国風土記と、山陽道・山陰道・南海道・西海道の国々の逸文が谷口雅博氏の執筆で、畿内・東海道・東山道・北陸道の国々の逸文が飯泉健司氏によるものである。訓読文とともに脚注が付され、その後には現代語訳が示され、最後に本文が掲げられている。

3 新編日本古典文学全集『風土記』

一九九七年一〇月に小学館から刊行され、五風土記は植垣節也氏によるもので、逸文は廣岡義隆氏が執筆する。見開きページの中で中段右側に本文、左側に訓下し文を示し、下段に現代語訳、上段に注解を施している。逸文は、項目ごとに、まず訓下し本文を示し、次に原文を載せている。もちろん、上下段には頭注と現代語訳が記される。

#### 4 神道大系古典編『風土記』

田中卓氏による校注で、神道大系編纂会より一九九四年三月に刊行される。訓読文や語釈、現代語訳はなく、五風土記の校訂本文と諸本の異同を示す（後の「校異の示し方」参照。）研究者向けのテキストである。逸文については、常陸と播磨の確実な逸文のみを収め、それ以外はすべて割愛する。

#### 5 日本古典選『風土記』上・下

一九五九年一〇月朝日新聞社より発行された日本古典全書『風土記』上・下を、一九七七年五月に日本古典選『風土記』上・下として新装して再刊されたものである。五風土記と逸文を掲載する。常陸国風土記と播磨国風土記は久松潜一氏が校注したものに小野田光雄氏が再訂・補考を加える。上巻の豊後国風土記と肥前国風土記は秋本吉郎氏の協力のもと久松氏が校注したものに小野田氏が再訂を加える。下巻の出雲国風土記は、本文・頭注ともに小野田氏が草稿を作成し、久松氏が補訂する。逸文は久松氏の草案のもとに小野田氏が作成し、さらに久松氏が補訂する。凡例に「原文決定の由来を示し」とあるように風土記本文の校訂がよくわかる。本文と読み下し文を交互に掲げる。

#### 6 日本古典文学大系『風土記』上・下

秋本吉郎氏の校注で、一九五八年四月刊行される。五風土記と逸文が掲載される。校訂に関する注は、五風土記については頭注から分けて脚注に記している。右頁に本文、左頁に訓読文を載せる。風土記のテキストとして広く流布している。

新編日本古典文学全集『風土記』（以下、新編全集本『風土記』という。）のように現代語訳が付けられているものは、本の企画意図から考えると一般の読者を想定した本である。一般向けに企画出版されているという点では文庫本も同様である。執筆にあたって、著者は最新の研究内容をでき得る限り反映させようとするが、一般向けの出版物は最新の内容を盛り込むには制約が大きく、泣く泣く原稿を割愛せねばならないことも起こるであろう。その点を勘案すると、上記六冊のうち明らかに研究者のみの読者を対象としたテキストは、1・4・5・6番の四冊といえよう。研究のための

テキストが今年に入って出版されたことは、近年のテキスト出版の流れをみると風土記研究のひとつの節目となるように思える。しかも、前年には角川ソフィア文庫の現代語訳付きのものが出版され、立て続けに風土記の本が上梓されている。しかも両者を合わせると研究者から一般までの幅広い層の読者層をカバーしていることになる。

#### 三 山川本『風土記』の形式の特徴

最新の刊行である山川出版の『風土記―常陸国・出雲国・播磨国・豊後国・肥前国―』（以下、山川本『風土記』という。）の特徴を他のテキストにも触れながら述べていく。山川本『風土記』が持つ最も顕著な特徴は、本文や訓読文を提示する形式にある。各国風土記とも、まず本文より先に訓読文が示されている。訓読文をまず示すことについての意図は明記されていないが、あとがきには次のように記載されている。

風土記については、これまでも幾多の注釈・研究が積み重ねられてきたが、後世的知見にもとづく校訂もあり、必ずしも十全な本文が提供されてきたとはいえない。本書は、各風土記の最善の写本にもとづいて、恣意的な改変を避けながら、諸写本を検討して信頼できる本文を示すとともに、奈良時代語による訓読文を復元し、総ルビを付して読解の便宜を図った。

復元された本文があつての訓読文であるということは、万人の承知するところであり、山川本『風土記』の凡例の第一にも、「五風土記について、それぞれの最善の写本を尊重した本文を校訂して示し、奈良時代語による訓読文を復元して提供する」とある。にもかかわらず、本の構成として訓読文をまず示すのは、復元本文と訓読文に対する著者らの新たな認識によるものと推察できよう。ここでは、復元された本文よりも訓読文をまず提示するという新たな体裁がとられているという事実のみを特記しておく。

さらに、形式上の特徴を挙げよう。それは、訓読文も本文も底本の一行分のところでは必ず改行し、底本の行頭に通し番号を付けていることである。底本の配行を基準とした通し番号をつけるということは、一見何気ないことのように思えるが、テキスト

として果たすその意義は大きい。

それは、通し番号が付されていることよって、原典となつてゐる底本の写本の姿に常に思いを致すことができるからである。古典には必ず原典がある。活字におこされて出来上がった本ばかりを見てみると、この原典をとすると置き去りにしてしまふ可能性も孕んでいる。特に学生のような若者の場合、今見ているその活字の文面が風土記そのものであるという錯覚を起こす可能性があるが、無自覚にそのような認識が行われてしまふ可能性のある世界から、常に、底本の写本が原点となつてゐることに思いを致すことができるという点で、これまでのテキストとは全く一線を画すものであると言へる。

この点をもつて言えば、今後古典のテキストが向かうべき方向が示唆されてゐるもいえよう。たかが通し番号であるが、このテキストが学界の共通のテキストとなるならば、国名と番号を示せばどの部分の本文を問題としてゐるかが一目瞭然となり、研究の便宜が図れよう。

上代文学において通し番号を付けることによつて研究の便宜が図れた最初のものは、萬葉集につけられた国歌大観番号である。松下大三郎氏らによつて一九〇一年〜一九〇三年に刊行されて以来、これによらない注釈や研究はない。番号を示すだけでどの和歌なのか理解されることの利便性は計り知れない。

これに倣つて日本古代史研究の分野では、神道大系『新撰姓氏録』(注<sup>3</sup>)に載つてゐる一一八二氏に対して通し番号を振つてゐる。この姓氏録番号は、田中卓著作集第九巻所収の「新校・新撰姓氏録」(注<sup>4</sup>)の本文にも付され、同時に本系の文の「同祖」「同氏」と記された氏姓にも付けられ、利用者の便宜を計つてゐる。新撰姓氏録の校訂本は佐竹有清氏の『新撰姓氏録の研究 本文篇』(注<sup>5</sup>)が流布してゐるので、この録番号は論文や注釈書にあまり記されていないようであるが、研究の利便性が高いことは、誰もが認めてゐることであらう。

ところで、山川本『風土記』の校訂方針は「底本をできるだけ尊重し、原文の様態を復原するよう努め」(注<sup>6</sup>)ることであり、先に示したあとがきにも「最善の写本にもとづいて、恣意的な改変を避けながら」、「信頼できる本文を示す」とある。五風土記

のうち常陸国風土記の底本は菅政友本(茨城県立歴史館蔵)であるが、常陸国風土記については拙稿に「常陸国風土記四本集成(上)・(中)・(下)」(注<sup>7</sup>)があり、これは菅政友本の一行分を基準として作成しており、下部に通し番号を振つてゐる。さらに、山川本『風土記』の常陸国風土記の校合本には拙稿が集成した諸本がすべて含まれ、その姿も一見してわかる。今後の風土記研究に、四本集成が役立つことを願わずにはいられない。

#### 四 底本尊重の校訂方針

先に校訂に関する内容について触れたが、この校訂のあり方つまり、本文の復元のしかたについても山川本『風土記』には特徴がある。あとがきには「あるべき本文や解釈を随所に示すことができたものと自負してゐる」と記される。あるべき本文とは、山川本『風土記』の言葉を借りて表現すれば、「最善の写本にもとづいて」、「底本をできるだけ尊重し」、「恣意的な改変を避けながら」、「原文の様態を復原するよう努めた」結果できた「信頼できる本文」ということになる。

ここでいう原文とは、奈良時代に作られた風土記そのものの原文ではなく、最善の写本の本文で可能な限り訓むことのできる文のことを指すと理解できる。この理解が正しければ、山川本『風土記』が訓読文を先に掲載する構成をとつてゐるのは、底本に記されている写本の本文で、いかに訓読できるかを最優先に考え、校訂した結果なのであらうと推察できる。恐らく、そうして導かれた文が奈良時代の風土記原文に最も近いとの考えから行われた校訂方法ということであらう。これまでにない新たな試みであることは特筆されよう。

惜しむらくは、底本の文字を改訂する場合の校異や校訂経路が簡略なことである。一口に「文脈などによつて」(注<sup>8</sup>)校訂すると言つても、校合に用いた刊本にこれまでの注釈書を取り入れられているのであるから、少なくとも採用した注釈書を明記する親切さがあつてもよいのではなからうか。

校訂に関しては、昨年発刊されたソフィア文庫『風土記』も、古い写本が底本となつ

ている出雲国風土記と播磨国風土記については「可能な範囲で底本の形態及び字体を尊重して生かすことに努めた」(注9)とある。しかし、校異の注記はないため、底本や諸本と本書を校合しないと生かされた形態や字体はわからない。因みに、その他の三つの国の風土記の校訂は、「可能な範囲で旧態を求める努力をした」(注10)とある。本書については荊木美行氏の詳しい書評がある。(注11)

近刊の両書に共通する校訂態度は、底本として選んだ写本を尊重しているということである。もちろん、同じ「尊重」といってもそのあり方の実態は同一ではないが、ここでは校訂の基本姿勢としての共通性を指摘しておきたい。

## 五 校異の示し方

底本からの本の改訂や異同の示し方について言えば、4の神道大系『風土記』が顕著な特徴を示している。校異注を、底本を校訂する場合に示すことを原則としている山川本『風土記』とは対照的である。

先にも触れたが、神道大系『風土記』には訓み下し文も現代語訳も注釈もない、まさしく校訂本文と校異のみを記す校訂本である。その校訂は、田中氏が持っている、校訂に対する独自の見解によった方法で行われている。氏の独自の見解とは、底本の選定のしかたと諸本との異同の示し方にある。それは、現行の校訂諸本のなかで最も優れたと思われる校訂本を底本とするということ、諸本に異同のある字句と、底本を改訂した字句を一目瞭然に判別できるように「○」印と「●」印で区別していることである。校訂の慣習をあえて退けた方法を採用していることについては、同書の凡例(注12)や神道大系所収の『新撰姓氏録考証』の解題(注13)に詳述されているが、多くの古写本を実際に閲覧し、古典の校訂に関与された著者の経験と学問への真摯な姿勢から導き出されたひとつの見識である。一方、底本に選ばれる側から言えば、最も優れた校訂本として選ばれたとしても、校訂者としては自分が作成した校訂本が、後に他の研究者による校訂本作成のための言わばたたき台になるような底本として使われることに快く承諾することは、容易なことではないだろうとの推察は想像に難くない。が、

快諾をされているのである。新しい校訂のあり方を打ち出し実行された田中氏とともに、神道大系『風土記』の底本になることを快諾した諸本の著者らに心からの敬意を表したい。校訂本どうしの相違を明示し、本文批判を中心とした研究のための校訂本が神道大系『風土記』である。なお、研究者向けのテキストの校異の示し方については拙稿でも触れているので参照されたい。(注14)

本文改訂について山川本『風土記』と対照的なのが、6の日本古典文学大系『風土記』(以下、大系本『風土記』という。)である。大系本『風土記』は、例えば常陸国風土記の校訂で「近世唯一の校訂板本である西野宣明の訂正常陸国風土記の本文が殆どそのままに踏襲せられている現状を打破するに努めた」(注15)と記されることからわかるように、積極的な意改が見られ、その姿勢は山川本『風土記』とは異なる。また、校合や改訂の経緯は、五風土記は脚注に、逸文は頭注に丁寧に記載される。5の日本古典選『風土記』の初版である日本古典全書『風土記』も凡例に記載しているように「原文決定の由来を詳記」している。このようなあり方は、校異注を、底本を校訂する場合に示すことを原則としている山川本『風土記』とは対照的である。最も、山川本『風土記』は、これまでの注釈や研究に対して「必ずしも十全な本文が提供されてきたとは言いがたい」(注16)と考えることから出発し完成された「共同研究」(注17)の成果であるので、従来、本文テキストとして利用されることが多かった大系本『風土記』と対照的な姿を呈しているのも当然といえば当然である。

そして、山川本『風土記』がそういったシンプルな校異の示し方をとるに至ったのは、「最善の写本を尊重した本文を校訂」(注18)することを第一の方針とした校訂態度から導かれたものであると理解できよう。「新しい研究成果を反映」(注19)させた著書であるので、従来との違いを明確にするためにも、何を記載すべきかの検討を重ねた結果、シンプルな校異注となったと理解する。しかし、際立ったシンプルさがあるからこそ、各風土記単位で地道に進められ、積み上げられ、また果敢に挑んできた近世以来の諸注釈書や校訂本の存在を忘れてはならない。

## 六 復元される原文

山川本『風土記』の校訂方法についてさらにつけ加えるならば、原文の復元を行う場合に、何を指して復元するのかという根本的な問題をも提起している点である。つまり、風土記の書かれた奈良時代の原文そのものを指して復元しているのか、伝播祖本の本文の復元を指しているのか、底本の本文そのものを読めるように復元しているのか、ということである。本文復元のためのこれまでの校訂は、上記のそれぞれを個別のものとしてではなく、一連のものとして理解して行われてきたものではなからうか。恐らく、底本の本文を理解できるように、訓めるようにすることを通して伝播祖本の姿を考え、さらに伝播祖本のその姿を通して奈良時代に成立したもともとの原文を考えるのが、校訂者の頭に描かれていることだと思われる。そういった見方で考えるならば、山川本『風土記』は現在見ることのできる写本に忠実であることに重点が置かれた校訂と言える。(注20) 底本の写本に忠実であるためには、写本を確認できることが肝要である。

また、風土記の本文の再建においては、逸文のなかの残存本文を一異本として扱い、さらに逸文所収文献の影印本等による確認を通して本文の原姿を求めるとの重要性も説かれる。(注21) 本文の復元には写本で文字を確認することがやはり重要となる。

ところで、このたび八木書店より『新天理図書館善本叢書第一巻 古事記道果本播磨国風土記』(二〇一六年二月)が発刊された。これにて、第一期の「国史古記録」の全六巻が完結した。収められている播磨国風土記の古写本は現在国宝に指定され、これまで古典保存会による和綴じの影印本(一九二七年三月)や、『天理図書館善本叢書 和書之部 第一巻(古代史籍集)』(一九七二年七月)が刊行されていたが、今回はカラー版であるので、どのような卷子本であるのか等状態がよくわかり、研究者にとつてはたいへんありがたい。ただ、古典保存会影印本では確認できた文字が今回のカラー版では判読困難になっているものがあり、それらのうち主な一六か所については解題のなかで示されている。(注22) こういったことを対比させて見ることができると、古典を保存し後世に伝える重要さを改めて認識することができる。ともあれ、近年の

印刷技術の進展に伴い、より原典の写本に近い姿での影印本の刊行が盛んとなりつつあり、八木書店では第二期として「古辞書」の刊行が予定されている。

## 七 望まれるテキスト

影印本のこういった現況と本稿で述べてきた風土記のテキストの現状を合わせて考えると、古典を伝えるために望まれる姿が見えてくるように思われる。

それは、一つは、現今行われている影印本の刊行が古典の伝承に大きな役割を果たすであろうということである。影印本は古典の基礎的研究にとつては必要不可欠のものであるが、研究のためだけでなく、古典のありのままの姿を広く一般の目に触れるようにすることができるとい点においても大いなる価値がある。現在出版されているテキストが示すことができるのは、活字におこされた古典の内容であり、今に伝わった古典そのものの姿ではない。筆によって書かれたその当時の言葉と文字が、人の手によって写されては伝えられ、幾時代をも経て今に伝わったのが古典と呼ばれるものであり、個々の写本はこの世でたった一つのものである。何千何万部と印刷をする今の出版事情とは全く違う。そのたった一つの写本に認められた筆の文字を広く一般に容易に見ることができるよう環境が作られることは、古典本来の姿を自然と認知し、日本民族の文化・精神遺産としての古典を享受しやすくなることに繋がるだろう。若い世代の目にも触れられるような環境となればさらに受け入れやすくなり、若者の古典に対する受け止め方も変わってこよう。山川本『風土記』の表紙が古写本のカラー写真を掲載しているのは、写本の姿を広く目に触れる機会を作ったと言える。こういったことが、国民全体で古典を後世に伝えていくことに繋がっていくのではなからうか。もう一つは、研究者向けのテキストと一般向けのテキストをもっと明確に分けることはできないだろうか、ということである。例えば、新編全集本『風土記』は読者層を一般にも広げ、見開き二ページに本文・訓み下し文・現代語訳・頭注を載せる形式で作られているため、紙幅の都合で本文文字を改訂した場合の校訂経路が示されないなど、研究のためのテキストとしては残念な形にならざるを得ない。著者の最新の研

研究成果が盛り込まれた内容が含まれるにもかかわらず、出版事情によって研究成果の全容を提示できないのである。これは文庫本も同様である。それを解消するには、研究を目的としたものと古典に親しむためのものとを分けることが必要ではなからうか。同じ著者であっても狙う読者層が異なれば、自ずと本に盛り込む内容が異なる。妥協点を見つけて両者の要求をできる限り満たそうとしている現状から、本来求められる内容が異なる両者を完全に切り離れたテキストが望まれよう。

先に山川本『風土記』は研究者向けであると記したが、それでも字体については、旧字は新字に改める、俗字・異体字の類は通行の字体に改める、という方針でできている。出版される校訂本は、同様な校訂方針をたてることが多いようであるが、字体についても今後はさら研究が深められていくであろう。例えば、写本の字体が尊重されるべきことについては、大館真晴氏が、播磨国風土記の三條西家本の字体を木簡や正倉院文書などの表記例と比較して、風土記の編纂当時の文字遣いが残っている可能性が高いことを指摘した。<sup>(注23)</sup>三條西家本は平安末期の古写本で現存写本唯一の祖本である。この古写本と、近世の書写が多い風土記の他の写本と同列に扱うことはできないが、写本の文字の重要性を再認識させられる論文であり、復元本文をテキストにどのように提示するべきかという問題を提示している。今後はそういった研究成果を反映させた研究者向けのテキストが求められてこよう。

一方、一般向けの本はそのようなことはすべて簡略統一して、読者にわかりやすく、親しまれるように工夫すればよい。そして、この対極にある両者を結び付けるものとして、実態としての影印本の存在が重要となろう。<sup>(注24)</sup>願わくば、影印本がもつと一般の目に触れやすくなる状況ができ、国民の古典に対する意識が高くなれば嬉しいことこのうえない。

(注)

1 廣岡義隆『古典のテキストについて―文学研究におけるテキスト論―』(『三重大学 日本語学文学』第十七号 二〇〇六年六月)

2 廣岡義隆『風土記の「残存本文」について』(『三重大学 日本語学文学』第十七号 二〇〇六年六月)

号 二〇〇六年六月)に、残存本文の定義がなされている。

3 神道大系 古典編六『新撰姓氏録』神道大系編纂会

4 田中卓著作集9『新撰姓氏録の研究』(国書刊行会 一九九六年九月)。田中氏は、同書所収の新撰姓氏録の校訂の解説と凡例のなかで、「二一八二氏について新しく一貫番号を振ることにした。これは、万葉集の国歌番号の故知にならつたのである。」と記される。

5 佐竹有清『新撰姓氏録の研究 本文篇』(吉川弘文館 一九六二年七月)

6 同書の凡例五「本文について」2の項。

7 「常陸国風土記四本集成」は、集成した四本のうちの一本に、西野宣明が校訂した『訂正常陸国風土記』の板本が含まれる。そして、その校訂本文には、信太郡の初頭に菅政友本を含む三本の写本にない文が四行分ある。四本集成の番号は、その四行にも続けて通し番号を振っている(65・66・67・68)ので、その箇所から菅政友本の行数番号と四番ずれている。拙稿には「菅本の一行分を基準にして、他の三本はすべてそれに合わせた。」と記しているのに、この箇所にもそのまま続けて番号を振つたのは筆者の至らなさである。64-1・64-2・64-3・64-4というように厳密に番号を振るべきであった。ここに、改めて「常陸国風土記四本集成(上)・(中)・(下)」をお使いいただく際には留意して頂きたいことを申し添えておきたい。そして、浅学の未熟なる点をお詫び申し上げ、風土記の基礎的研究に役立てていただきたいと切に願うものである。

さらに、風土記の四本集成は、植垣節也氏の「豊後国風土記四本集成」が一九八九年二月に『風土記研究』第八号に掲載されている。当時、豊後国風土記の重要な古写本である冷泉家時雨亭文庫本は一般公開されていなかったが、一九九五年に朝日新聞社より『冷泉家時雨亭叢書 第四十七卷 豊後国風土記 公卿補任』で影印本が発行されることとなり、この校本の意義は薄れることとなったが、拙稿の四本集はこれに倣って作成したものである。ここに改めて、植垣氏のご学恩に心より感謝申し上げます。

8 同書の凡例「六」―3に、底本の文字を改訂した場合の表記方法の説明の中に次

のようにある。

〔例〕甲―乙 底本の「乙」を、文脈などによって「甲」に校訂する。

甲―ナシ 底本には文字がないが、文脈などによって「甲」を補う。

- 9 同書上三〇二頁と四七六頁。
- 10 同書上九八頁、同書下五二・一一四頁。
- 11 「風土記の注釈について―中村啓信監修・訳注『風土記』上下の刊行によせて―」（『皇學館論叢』四十八巻第四号 二〇一五年八月）
- 12 同書、二七〜三〇頁。
- 13 同書の解題「四〇六」と凡例、二四〜四一頁。
- 14 四條駿学園短期大学紀要第四八号（二〇一五年五月）
- 15 同書の解説、二八頁。
- 16 同書のあとがき、五五八頁。
- 17 注16に同じ。
- 18 同書の凡例「二」。
- 19 注16に同じ。
- 20 橋本雅之氏は、「三条西家本『播磨国風土記』校訂私見―弧本の本文校訂を考える―」（『古代文芸論叢』所収 青木周平先生追悼論文集刊行会編（株）おうふう 二〇〇九年十一月）において、「山川出版本が校訂において三条西家本を尊重することとは、古典全書以上に徹底している」としながらも、一方で「その結果としてかなり無理な訓読を施している場合も少なくない」と指摘する。
- 21 廣岡義隆「風土記本文の復元について」（神田典城編『風土記の表現―記録から文学へ―』上代文学研究叢書 風間書院 二〇〇九年七月）
- 22 同書の解題 二九〜三一頁。
- 23 「三條西家本播磨国風土記の字体をいかに理解するか―木簡や正倉院文書との比較から―」（『風土記の表現 記録から文学へ』所収 上代文学会研究叢書 笠間書院 二〇〇九年七月）
- 24 田中卓氏は、「文献史料の将来の在り方として、従来の“校訂本”形式から」影

印本と「改訂本」の両極に移行すべきではないかという考えを示している。いずれも研究のためのテキストとしての工夫であるが、「現行の校訂活字本を、思ひ切って読みやすく編集すること」は一般読者の便にも有用であろう。（『日本紀の天武天皇元年紀“改訂本”』田中卓著作集5『壬申の乱とその前後』（国書刊行会 一九八五年九月）所収）

―2016・3・22受稿、2016・3・24受理―